

2-8. (水害)避難行動要支援者の避難支援【組責任者・救出救護部】

組 関 係		時 刻	本 部 関 係	
担当	行動内容		担当	行動内容
避難準備・高齢者等避難開始(刈谷市発令)				
		市発令 ↓ 1時間程度	本部 救出救護部長	1. 避難所開設。(泉田市民館) 2. 該当責任者(標高 4.5m 未満に居住する避難行動要支援者を有する責任者)へ一斉メールあるいは電話で避難準備・高齢者等避難開始が発令されたことを連絡し、避難行動要支援者宅への連絡を依頼する。
責任者 救出救護係長	1. 標高 4.5m 未満に居住する避難行動要支援者宅 * へ電話で安否確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> • 対象避難行動要支援者に付添う人が同居しているか? 対象避難行動要支援者が一人で在宅している場合 ⇒組長・救出救護係長が避難行動要支援者を泉田市民館・富士松南小学校へ移送する。 • 同居者に避難方法を確認する? (泉田市民館、富士松南小学校、親類宅、知人宅、垂直避難など) • 避難する場合支援が必要か? 支援要請があれば避難行動を支援する。 • 電話連絡が取れない場合 ⇒連絡先へ電話し対象避難行動要支援者の所在を確認する(あるいは所在確認を依頼する) 	市発令から ↓ 3時間程度	本部	3. 避難行動要支援者の受け入れ。
	2. 確認結果を地区災害対策本部へ報告する。 地区への報告内容 ・組名、・対象避難行動要支援者名、・避難先		救出救護部長	4. 対象の避難行動要支援者の避難状況を集計する。

注: 泉田地区作成の組別避難行動要支援者安否確認表に標高を記載しています。(毎年 4 月発行)